

環境省が「環境表示ガイドライン」を改定

～グリーン・ウォッシュ対策の国際的動向等を踏まえて～

環境省は3月31日、「環境表示ガイドライン」の改定を公表しました。

欧州等では、グリーン・ウォッシュに対する目が厳しくなっており、各国でグリーン・ウォッシュを防ぐためのガイドラインを整備・強化する動きが見られます。こうした状況を受け、13年ぶりに当該ガイドラインの改定が行われました。

当該ガイドラインでは、環境情報を提供する場合の望ましいあり方について、環境表示に関する国際規格（ISO/JIS Q 14020シリーズ）への準拠を基本的な考え方として、基本事項を「5つの基本項目」として整理しています。

[「環境表示ガイドライン」はこちら](#)

5つの基本項目

① あいまいな表現や環境主張は行わないこと

- 「環境にやさしい」、「持続可能」などの漠然とした主張は単独ではできず、説明文の付記が必要。
- 「分解可能」、「解体容易設計」などの特定の用語について、誤解を与えないように使用する必要。

② 環境主張の内容に説明文を付けること

- 説明文の使用にあたっては、「正確で、誤解を与えないものでなければならない」、「実証されていて、検証可能でなければならない」などの特定の要求事項に従う必要がある。

③ 製品のライフサイクル全体を考慮すること

- 主張しようとする環境改善が、重大なトレードオフをもたらさないか確認することが望ましい。

④ 検証に必要なデータ・評価方法が提供可能で、情報にアクセス可能であること

- 消費者等が、環境主張を裏付けるデータや評価方法に、容易にアクセスできることが重要。

⑤ 比較主張はLCA評価・数値等により適切になされていること

- 百分率（%）か絶対値で比較し、製品の改善と包装の改善は別個に主張する。



「環境表示ガイドライン」の適用範囲には、景品表示法の対象となる環境表示に加え、商品又は役務の取引に直接的な関係のない環境表示（事業活動、イメージ広告、企業姿勢等）も含まれます。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援課

03-6863-8730

担当：祖父江（そぶえ）



Instagramやってます！！